

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	相模原ビジネス公務員専門学校
設置者名	学校法人 神奈川経済専門学校

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
商業実務専門課程	観光学科	夜・通信	165 時間	160 時間	
文化・教養専門課程	ゲーム学科	夜・通信	170 時間	160 時間	
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

シラバス内に記載、事務所に設置

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由) 公務員学科は募集停止中 学科廃止予定

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	相模原ビジネス公務員専門学校
設置者名	学校法人 神奈川経済専門学校

1. 理事（役員）名簿の公表方法

事務所に設置

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	有限会社 原島鉄工所	2025. 5. 26 ～2029 年度の 定時評議員会 の終結のとき	労務
非常勤	株式会社 足利銀行 執行役員	2025. 5. 26 ～2029 年度の 定時評議員会 の終結のとき	財務・人事
非常勤	多摩美術大学 総務部事務部長	2025. 5. 26 ～2029 年度の 定時評議員会 の終結のとき	人事・法務・財務
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	相模原ビジネス公務員専門学校
設置者名	学校法人 神奈川経済専門学校

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。 (授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) ・授業計画書(シラバス)は、職業実践専門課程の認定基準に沿って教育課程編成委員会の意見を反映したカリキュラムを実現するように編成している。 - また、商業実務分野と文化教養分野に関する職業に必要となる実践的かつ専門的能力を育成するための実習、演習等を授業に取り込む努力を最大限に行う。 ・授業計画書(シラバス)は、学習計画及び評価方法等を明記したものを、3月までに各担当教員が作成し、教務主任が調整して4月の新学期開始時に公表している。	
授業計画書の公表方法	生徒配布のガイドブックに記載、一般の方には事務室に閲覧場所を設けて対応する。
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。 (授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) ・学業成績は、授業科目ごとに行う試験によって、これを定める。ただし、授業科目によってはその他の方法で査定することができる。 ・試験には定期試験、追試試験および再試験等がある。追試験はやむを得ない事情により定期試験を受けられなかった者に対して行い、再試験は受験の結果、不合格となった者のために行う。 ・追試験および再試験は、本校において必要と認められたときに限り、これを行う。	
3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) ・学業成績の判定は優、良、可、不可の4種をもってこれを表し、優は80点以上、良は60点以上、可は50点以上、不可は50点未満として、優、良、可を合格、不可は不合格とする。GPAは以下のとおり、成績を数値化し、判定する。 優=3.0 良=2.0 可=1.0 不可=0.0	
客観的な指標の算出方法の公表方法	生徒へ配布したガイドブックに記載、事務室に設置

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	
(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) ・本校が定める卒業認定単位時間数 1,700 時間以上を取得すること。	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	生徒配布のガイドブックに記載、一般の方には、事務室に 閲覧場所を設けて対応する。

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	相模原ビジネス公務員専門学校
設置者名	学校法人 神奈川経済専門学校

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	http://kanasen.ac.jp/information/
収支計算書又は損益計算書	http://kanasen.ac.jp/information/
財産目録	http://kanasen.ac.jp/information/
事業報告書	事務所に設置
監事による監査報告（書）	http://kanasen.ac.jp/information/

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
商業実務		専門課程	観光学科	○	—		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2 年	昼	1,700 時間	1,428 時間	272 時間			
1,700 単位時間							
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
50 人		50 人	47 人	2 人	11 人	13 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） ・授業計画書（シラバス）は、職業実践専門課程の認定基準に沿って教育課程編成委員会の意見を反映したカリキュラムを実現するよう編成している。
成績評価の基準・方法
（概要） ・学業成績の判定は優、良、可、不可の4種をもってこれを表し、優は80点以上、良は60点以上、可は50点以上、不可は50点未満とし、優、良、可を合格、不可を不合格とする。
卒業・進級の認定基準
（概要） ・本校が定める卒業認定単位時間数1,700時間以上を取得すること。
学修支援等
（概要） ・早期一括納入者授業料（5万円割引）、優遇制度（1年次のみ）

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
0 人 (%)	0 人 (0%)	0 人 (%)	0 人 (%)
（主な就職、業界等） ・			
（就職指導内容） ・			
（主な学修成果（資格・検定等）） ・			
（備考）（任意記載事項） 観光学科の 2025 年 3 月卒業生は 0 名			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
50 人	0 人	0%
（中途退学の主な理由）		
（中退防止・中退者支援のための取組）		

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
文化教養		専門課程	ゲーム学科	○	－		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2 年	昼	1,700 時間	1,428 時間	272 時間			
			1,700 単位時間				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
50 人		48 人	36 人	2 人	11 人	13 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） ・授業計画書（シラバス）は、職業実践専門課程の認定基準に沿って教育課程編成委員会の意見を反映したカリキュラムを実現するよう編成している。
成績評価の基準・方法
（概要） ・学業成績の判定は優、良、可、不可の 4 種をもってこれを表し、優は 80 点以上、良は 60 点以上、可は 50 点以上、不可は 50 点未満とし、優、良、可を合格、不可を不合格とする。
卒業・進級の認定基準
（概要） ・本校が定める卒業認定単位時間数 1,700 時間以上を取得すること。
学修支援等
（概要） ・早期一括納入者授業料（5 万円割引）、優遇制度（1 年次のみ）

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業者数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
13 人 (100%)	1 人 (7.7%)	11 人 (84.6%)	1 人 (7.7%)
（主な就職、業界等） ・製造業、IT 関連企業、飲食業			
（就職指導内容） ・面接指導、履歴書添削、就職説明会の企画・開催・インターンシップ			
（主な学修成果（資格・検定等）） ・IT パスポート、MOS（Word/Excel）、Python3 エンジニア基礎認定試験、社会人常識マナー検定、文書読解・作成能力検定			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
48 人	0 人	0%
(中途退学の主な理由)		
(中退防止・中退者支援のための取組)		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料（年間）	その他	備考（任意記載事項）
観光学科	150,000 円	430,000 円	120,000 円	
ゲーム学科	150,000 円	430,000 円	120,000 円	
修学支援（任意記載事項）				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) http://kanasen.ac.jp/information/		
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制） 令和6年度自己点検・自己評価報告書に基づき、令和7年6月27日に委員会を開催し、評価・意見の取りまとめを行う。学校法人神奈川経済専門学校関係者評価委員会規程第2条に次の選出区分から委員を4名委嘱している。 学校運営、教育活動、成果、環境、生徒支援、生徒募集、コンプライアンス等の評価を行う。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
近隣住民（元地方自治体職員）	令和5年11月1日～ 令和7年10月31日	監事
近隣住民	令和5年11月1日～ 令和7年10月31日	卒業生
株式会社丸大興商ハラ・グループ	令和5年11月1日～ 令和7年10月31日	企業等委員
西武信用金庫	令和5年11月1日～ 令和7年10月31日	企業等委員
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) http://kanasen.ac.jp/information/		
第三者による学校評価（任意記載事項）		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) http://kanasen.ac.jp/information/
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H114315000035
学校名 (〇〇大学 等)	相模原ビジネス公務員専門学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	学校法人 神奈川経済専門学校

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		－人（0）人	－人（0）人	－人（0）人
内 訳	第Ⅰ区分	－人	－人	
	(うち多子世帯)	(0人)	(0人)	
	第Ⅱ区分	－人	－人	
	(うち多子世帯)	(0人)	(0人)	
	第Ⅲ区分	0人	0人	
	(うち多子世帯)	(0人)	(0人)	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	0人	0人	
	区分外（多子世帯）	0人	0人	
家計急変による 支援対象者（年間）				－人（0）人
合計（年間）				－人（0）人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	人	0人	0人
計	人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当)	人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	人	-人	-人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	人	0人	0人
計	人	-人	-人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。